

## 佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた

### 佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定書

#### (目的)

第1条 この協定は、佐賀県及び厚生労働省佐賀労働局（以下「佐賀労働局」という。）が、佐賀を支える「ひと」を創り、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことを目指し、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力して、「ひと」と地域産業とのマッチング促進や育成・定着に向けた雇用対策、及び県内の魅力ある職場づくりや、女性、若者、高齢者、障害者等あらゆる人材の多様な働き方を推進するための施策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

#### (取組事項等)

第2条 佐賀県及び佐賀労働局は、前条の目的を達成するため、定期的に雇用対策連絡調整会議を開催し、雇用情勢や地域の雇用対策に必要な情報等の情報提供・共有を図るとともに、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

#### (要請等)

第3条 佐賀県知事及び佐賀労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 県知事及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

#### (人事交流等)

第4条 佐賀県及び佐賀労働局は、第1条の目的を達成するため、必要な範囲で、相互の人事交流及び職員研修を行うものとする。

#### (秘密保持)

第5条 この協定に基づく取組において、佐賀県及び佐賀労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定める事項について疑義等が生じたときは、佐賀県及び佐賀労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年4月1日から効力を生じる。
- 2 平成24年8月30日付け「ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区の実施に関する協定書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、佐賀県知事及び佐賀労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月17日

佐賀県知事

山口 祥義

---

厚生労働省佐賀労働局長

松森 靖

---